

新型インフルエンザ(弱毒型)業務継続計画

1. 目的

新型インフルエンザ（弱毒型）の感染力は極めて強く、集団活動等により一斉に発生する恐れがあり、社会活動への影響が懸念されている。

感染の可能性は区民も職員も同様であり、特に職員に感染が拡大した場合には、様々な業務に大きな影響が生じることになる。

そこで、感染者が発生した場合に、区民生活への影響を最小限に抑え、混乱なく対応できるよう業務継続についての基本的な考え方を整理し、区が優先的に取り組むべき業務を「新型インフルエンザ（弱毒型）業務継続計画」として定めることとする。

なお、この計画は、現在判明している病原性等をもとに策定するもので、新たな事実や知見を認めた場合は、適宜修正する。

2. 現状

(1) 新型インフルエンザ（弱毒型）の特徴

主な感染経路は、飛沫感染と接触感染と推測され、感染した場合、37 度以上の発熱や咳、くしゃみ等の呼吸器症状、頭痛、関節痛、全身倦怠感等が見られる。

ほとんどの感染者は軽症のまま回復するが、慢性呼吸器疾患等の基礎疾患(*)を有する者、妊婦、乳幼児、高齢者は、重症化する場合がある。

*基礎疾患とは

「慢性呼吸器疾患」「慢性心疾患」「代謝性疾患」「腎機能障害」「免疫機能不全」等のことをいう。

(2) 区内の発生状況

本年 6 月に、都内の学校で感染した者と米国から帰国した者の感染が認められた。

7 月の夏休み直前に、区立小学校 2 校での感染を確認し、感染拡大を防止するため、学年や学級閉鎖措置をとった。

8月に入っても学校、保育園等でインフルエンザ様疾患の発生が続き、2学期開始と同時に1校で学年・学級閉鎖を行った。

9月に入り、新たに3小学校で学年・学級閉鎖を行った。

本庁舎や保育園等の学校以外の施設については、感染拡大防止策を講じつつ、通常どおり業務を行っている。(9月3日現在)

ただし、今後は更なる感染拡大が見込まれる。

(3) 職員の感染状況

8月下旬に、保育士2名と事務職1名がインフルエンザに感染したが、現在は回復しており、新たな感染者は確認されていない。(9月3日現在)

(4) 区内の医療体制

インフルエンザ様症状を有する者は、原則として全医療機関で受診できる。また、軽症の者は自宅で療養し、基礎疾患を有する者等については医師の判断で入院する。

かかりつけ医がなく受診する医療機関がわからない方には、「新型インフルエンザ相談センター」で相談を受け、医療機関の紹介を行っている。

3. 感染拡大による影響予想

庁舎や施設において職員や利用者に感染者が発生した場合には、まず医療機関への受診と登庁・利用の自粛を要請することになるが、状況に応じて職場や施設内の消毒や清掃等が必要になる。

流行期には、感染する職員が増加することも予想され、また家族が感染した場合には看病や自宅保育、自宅介護のため、相当数の欠勤者が出ることが見込まれる。

さらに住民記録や戸籍、税務、国民健康保険をはじめ、庁内の各種の情報システムについては、メンテナンス要員の不足により、障害等の発生時には復旧までに長時間を要するなど、各課の業務への影響が懸念される。

その他にも、特定の職場で多数の欠勤者が一斉に発生した場合には、各種の業務に影響が生じることが予想される。

4. 感染拡大時における業務

(1) 基本的な考え方

ア、職員及び区施設からの感染拡大を最小限に抑えるため、感染拡大防止策（別表1）を徹底する。

イ、職場内において感染者が発生した場合においても、原則として感染拡大防止策を図りつつ、業務は継続する。

ウ、職場内において感染者が発生した場合は、感染拡大防止策を優先する。

エ、業務を縮小・休止する場合には、社会・経済活動への影響を考慮しつつ、職員の出勤状況と業務の緊急性、重要性を考慮し、各部局で判断する。

この際、継続業務への職員の配置は、原則として部局内で調整するものとする。

なお、縮小、休止の場合の業務継続の判断基準は別表2のとおりである。

オ、次の業務については、いかなる場合も縮小、休止の対象としない。

- ① 区民生活の維持に不可欠な業務（例：国民健康保険、生活保護）
- ② 人命に関わる業務（例：予防接種、健康相談）
- ③ 中断すると法令違反になる業務（例：戸籍、住民記録）
- ④ 上記業務を継続するために必要な業務（例：情報システム管理、庁舎管理）

カ、次の業務については、国・都の対応方針をもとに「新型インフルエンザ対策本部」で対応を決定する。

- ① 学校運営業務
- ② 保育園運営業務
- ③ 社会福祉施設（通所型）運営業務
- ④ 大規模な感染拡大を招く恐れのある区主催のイベント等
- ⑤ 民間等の社会福祉施設への休業等の要請
- ⑥ 大規模な感染拡大を招く恐れのある民間主催のイベント等の中止の要請

(2) 増加が見込まれる業務

- ① 感染拡大防止についての周知活動
- ② 発生状況等についての情報提供
- ③ 新型インフルエンザについての健康相談（保健所）
- ④ 新型インフルエンザワクチンの接種関係（保健所）
- ⑤ 基礎疾患を有する者や妊婦、乳幼児、高齢者等の重症化する恐れのある方への配慮
- ⑥ その他感染拡大の防止に関すること

(3) 具体的な対応

ア、情報の収集・提供

区民に対し、感染拡大防止について周知・啓発を図る。特に、基礎疾患を有する者や妊婦、乳幼児、高齢者等の重症化する恐れのある方への配慮や注意喚起を徹底する。

感染者の発生状況や医療・相談体制、業務継続の状況等について、広報やホームページなどで情報を提供する。

外郭団体や指定管理者、その他関係団体に対しては、説明会等を開催するなど各部局から必要な情報を提供し、利用者への周知等を依頼する。

また、区内の官公庁や、医師会、薬剤師会、歯科医師会、ライフライン事業者で構成する「新型インフルエンザ対策関係機関連絡会」を開催し、情報の共有を図る。

イ、職員の健康管理

手洗いやうがい、十分な睡眠等の感染予防対策を周知・徹底する。

また、発熱等のインフルエンザ様の症状がある場合は、マスク(*)を着用の上、帰宅させ、かかりつけ医等で受診させる。感染を確認した場合は、発熱中だけでなく、解熱後2日間は自宅で療養させる。

家族等が感染した職員に対しては、自宅での感染予防を心掛けさせ、発熱の有無など健康状態に十分留意させる。

妊婦や基礎疾患を有する者は重症化のリスクが高いため、早期受診、早期治療に努められるよう配慮する。

なお、職員が新型インフルエンザに感染した場合には、所属を通じて直ちに人事課へ報告する。

*マスクの着用について

症状のある人がマスクを着用する場合は、咳、くしゃみによる飛沫の飛散を防ぎ、その効果が認められている。

一方、健康な人が予防的にマスクを着用する場合の効果については、現時点では十分な科学的根拠はない。

従って、職場での着用は一律には行わないが、狭い室内等で感染者と接触する可能性のある職員は、なるべくマスクを着用する。

なお、他の職員は、感染者発生等の状況を踏まえ着用することは差し支えない。

ウ、本庁舎、分庁舎、別館、生活産業プラザ等区有施設の維持管理

感染拡大防止に関するポスターを掲示するとともに、必要に応じ玄関に消毒薬を設置するなど、施設内での感染拡大の防止を図る。

また、利用者や職員の感染が判明したときは、階段の手すりやドアノ

ブ等、感染源となる可能性のある箇所の消毒を行う。

特に、基礎疾患等を有する者や妊婦、乳幼児等重症化する恐れのある者の利用が多い施設においては、対応を徹底する。

エ、事業実施方法の検討

新型インフルエンザは、飛沫、接触により感染されている。そのため事業の継続に当たっては、感染拡大状況に応じて、例えば、窓口での申請・相談を郵送や電話・メールでの申請等に切り替えるなど、業務のあり方、実施方法を工夫する。

(4) 業務縮小・休止の開始と再開

ア、業務を縮小・休止する時期は、対策本部が決定する。

ただし、出勤者の減少により業務の縮小や休止をせざるを得ない場合は、部局で判断し、対策本部へ報告する。

イ、感染縮小が認められ「小康期」となった場合は、対策本部が再開を決定する。

順次再開する場合には、業務の緊急性、重要性を考慮し、各部局で判断する。

(5) 新型インフルエンザ(弱毒型)業務継続計画－各部局業務

各部局における業務の継続については、事業別業務継続一覧（別表3）のとおり。

別表1 基本的な感染拡大防止策

方法	内容
手洗い 手指消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・防止策の基本。流水と石鹸を用いた手洗いにより、感染を防ぐことができる。入庁・帰庁の際には、流水と石鹸を使い15秒以上手洗いを行う。 ・速乾性消毒用アルコールにより手指消毒を行う場合は、アルコールが完全に揮発するまで両手をすり合わせる。
人との距離の確保 接触機会の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・せき、くしゃみによる飛沫感染防止のために、感染者から適切な距離（2m程度）を保てるよう工夫する。 ・不特定多数の者が集まる場所には極力行かない様にする。
季節性インフルエンザ ワクチンの接種	<ul style="list-style-type: none"> ・健康の確保とまん延時における医療機関の混雑緩和のため、希望する者は予防接種を受ける。そのことにより、インフルエンザ感染者の全体数を減らしていく。
せきエチケット	<ul style="list-style-type: none"> ・せき、くしゃみで周囲の者を感染させないように、症状のある者はマスクを着用やティッシュ等で口や鼻を押さえるようにする。
休暇取得の要請	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ様症状のある職員に対し、感染力がある期間（発症翌日から7日間、または解熱後2日目までの期間のうち短い期間）について、休暇の取得を要請する。
職場の清掃・消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・机等に付着したウィルスは、数分から数十時間程度感染力を持つため、清掃・消毒により、ウィルスを含む飛沫を除去する。 ・通常の清掃に加え、水と洗剤等を用いた拭き取り清掃を行う

別表2 出勤状況別 業務継続判断基準

出勤者の割合	業務
7割以上	通常どおり
5割以上7割未満	縮小または一部休止（除く4(1)オ・カの業務）
3割以上5割未満	一部休止（同上）
3割未満	休止（同上）

*7割未満の場合でも、必要なときは係内・課内・部内で人員を調整して業務を継続する。

*4(1) オの業務：縮小・休止の対象としない業務（区民生活の維持に不可欠な業務、人命に関わる業務等）

*4(1) カの業務：新型インフルエンザ対策本部で対応を決定する業務（学校運営業務、保育園運営業務等）